

じゅう よう じ こう せつ めい しょ
重 要 事 項 説 明 書

せいかつかいごよう
(生活介護用)

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「大阪府指定障害福祉サービス事業者」の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第107号）第10条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 生活介護サービスを提供する事業者について

こと ぎょう しゃ めい 事 業 者 名	ゆうげんかいしゃ 有限会社なでしこ
だいひょうしゃしめい 代 表 者 氏 名	だいひょうとりしまりやく たかの ただし 代 表 取 締 役 鷹 野 忠
ほんしゃしょざいち 本 社 所 在 地 (連絡先)	おおさかしひがしすみよしくゆざといちちようめ ばん ごう 大 阪 市 東 住 吉 区 湯 里 一 丁 目 14 番 5 号 06-6705-0200
ほうじんせつりつねんがっぴ 法 人 設 立 年 月 日	へいせい ねん がつ にち 平 成 15 年 1 月 29 日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業の所在地等

じぎょうしょめい 事 業 所 名	なでしこデイズ
サービスの 主たる対象者	しんたいしょう しゃ 身 体 障 が い 者 せいしんしょう しゃ 精 神 障 が い 者 なんびょうなどたいしょうしゃ 難 病 等 対 象 者 ちてきしょう しゃ 知 的 障 が い 者
おおさかふしてい 大 阪 府 指 定 じぎょうしょばんごう 事 業 所 番 号	せいかつかいご ごう れいわ ねん がつ にちしてい 生 活 介 護 2710802865 号 (令 和 2 年 1 月 1 日 指 定)
かんりしゃ 管 理 者	さかた さちこ 阪 田 幸 子
サービス管理責任者	さかた さちこ 阪 田 幸 子
じぎょうしょしょざいち 事 業 所 所 在 地	おおさかしひがしすみよしくこまがわ ごちようめ ばん ごう 大 阪 市 東 住 吉 区 駒 川 五 丁 目 22 番 27 号
れんらくさき 連 絡 先 そうだんたんとうしゃめい 相 談 担 当 者 名	れんらくさきでん わ ばんごう 連 絡 先 電 話 06-6629-8535 ・ ファックス 番 号 06-6629-8536 そうだんたんとうしゃめい さかた さちこ 相 談 担 当 者 氏 名 : 阪 田 幸 子
じぎょうしょ つうじょうじつしちいき 事 業 所 の 通 常 実 施 地 域	おおさかしひがしすみよしく おおさかしひらのく おおさかしすみよしく おおさかし 大 阪 市 東 住 吉 区、大 阪 市 平 野 区、大 阪 市 住 吉 区、大 阪 市 あべのく おおさかしいくのく かくくぜんいき まつばらしぜんいき 阿 倍 野 区、大 阪 市 生 野 区 の 各 区 全 域 と 松 原 市 全 域

利 用 定 員	20名
開 設 年 月 日	令和2年1月1日

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定生活介護の提供を確保することを目的とする。
運営方針	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜・祝日、第1・3・5土曜日・夏季（8/13～8/15） 年末年始（12/30～1/3）を除く。
営業時間	午前9時から午後6時

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～土曜・祝日、第1・3・5土曜日・夏季（8/13～8/15） 年末年始（12/30～1/3）を除く。
サービス提供時間	午前10時から午後4時

3 事業所の構造・設備について

(1) 構造

構造	鉄骨造
敷地面積	163.68 m ²
のべ床面積	151.73 m ²

(2) 設備

設備の種類	部屋数	備考
訓練室	1室	作業室と兼ねる
作業室	1室	訓練室と兼ねる
相談室	1室	多目的室と兼ねる
脱衣所	1室	
トイレ	2室	
風呂場	1室	
厨房	1室	
多目的室	1室	相談室と兼ねる
事務室	1室	
更衣室	男女各1室	

4 職員体制等について

(1) 各職種の職務の内容

職種	職務内容
管理者	<p>管理者は、職員の管理、指定生活介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定生活介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>
サービス管理責任者	<p>(1) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討を行います。</p> <p>(2) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、</p>

	<p>指定生活介護の目標及びその達成時期、指定生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案の作成を行います。</p> <p>(3) 生活介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した生活介護計画を記載した書面の交付を利用者に行います。</p> <p>(4) 生活介護計画作成後、生活介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6ヶ月に1回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画の変更を行います。</p> <p>(5) 利用申込者の利用に際し、障がい福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握します。</p> <p>(6) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行います。</p> <p>(7) 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。</p>
生活支援員	生活支援員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、生活介護計画に基づき適切なサービスを提供します。
医師	医師は利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行います。
看護職員	看護職員は主治の医師の指示に基づき、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行います。
調理員	調理員はクックフリーズの食品の配膳及び下膳を行います

(2) 職員配置

職種	員数	常勤		非常勤		常勤 換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			1	
サービス管理責任者	1		1			1	
医師	1			1			

かん 護 職 員	1	1			1	
せい 生活 支 援 員	3	1		2	2.2	
ちょう 調 理 員	2			2	0.1	

(3) 勤務体系

職 種	勤 務 体 系
かん 理 者	9 : 00 ~ 18 : 00
サービス管理責任者	9 : 00 ~ 18 : 00
せい 生活 支 援 員	9 : 00 ~ 18 : 00
医 師	つき かいほうもん 月2回訪問
かん 護 職 員	9 : 00 ~ 18 : 00
ちょう 調 理 員	11 : 30 ~ 12 : 30

5 提供するサービスの内容及び料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
生活介護計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した生活介護計画を作成します。
食事の提供	希望により、利用者の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供します。
入浴又は清拭	入浴について必要に応じて介助や確認を行います。利用者の心身の状況により、入浴が困難な場合には清拭を行うなど適切な方法で実施します。
身体等の介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって、食事・整容・更衣・排泄等の生活全般にわたる援助を行います。
生産活動	軽作業等の生産活動の機会を提供します。 以下の生産活動を行っています。 ① 内職 ② 事務作業

	<p><工賃の支払い> <small>じょうきせいさんかつどう</small> 上記生産活動における <small>じぎょうしゅうにゆう</small> 事業収入から <small>ひつようけいひ</small> 必要経費を差し引いた額に <small>さしひ</small> 相当する金額を工賃として、<small>せいさんかつどう</small> 生産活動に従事している <small>りようしゃ</small> 利用者には <small>しはら</small> 支払います。</p>
創作的活動	<p><small>けいさぎょうどう</small> 軽作業等の <small>そうさくてきかつどう</small> 創作的活動の <small>きかい</small> 機会を提供 <small>ていきょう</small> します。 以下 <small>いか</small> の <small>そうさくてきかつどう</small> 創作的活動を行っています。 <small>かいが</small> 絵画・<small>おがみ</small> 折り紙・<small>はりえ</small> 貼り絵・<small>レクリエーション</small> など</p>
身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援	<p><small>しんたいきのう</small> 身体機能の <small>いじこうじょう</small> 維持向上や、<small>しょくじ</small> 食事・<small>かじとう</small> 家事等の <small>にちじょうせいかつのうりよく</small> 日常生活能力を <small>こうじょう</small> 向上 <small>おこな</small> するための <small>くんれんどう</small> 訓練等を行います。</p>
生活訓練	<p><small>にちじょうせいかつ</small> 日常生活で自身で出来る事を <small>でき</small> 増やすことにより <small>こと</small> 喜び <small>よろこび</small> (達成) <small>たっせい</small> を <small>ふやす</small> 増やす。 <small>そうじ</small> 掃除・<small>せんたく</small> 洗濯・<small>あら</small> 洗い物・<small>か</small> 買い物など</p>
生活相談	<p><small>りようしゃ</small> 利用者及びその <small>およ</small> 家族が <small>かぞく</small> 希望する <small>きぼう</small> 生活や <small>せいかつ</small> 利用者の <small>りようしゃ</small> 心身の <small>しんしん</small> 状況 <small>じょうきょうどう</small> 等を <small>はあく</small> 把握して、<small>てきせつ</small> 適切な <small>そうだん</small> 相談・<small>じよげん</small> 助言・<small>えんじょとう</small> 援助等 <small>おこな</small> を行います。</p>
健康管理	<p><small>りようしゃ</small> 利用者の <small>とうやくかんり</small> 投薬管理や <small>しつぺいよぼう</small> 疾病予防に <small>つと</small> 努めるとともに、<small>きぼう</small> 希望があれば <small>しよくたくいし</small> 嘱託 <small>けんこうしんだんび</small> 医師により、<small>もう</small> 健康診断日を <small>けんこうかんり</small> 設けて <small>おこな</small> 健康管理を行います。また、<small>いりようきかん</small> 医療機関との <small>れんらくちようせい</small> 連絡調整 <small>きょうりよくいりようきかん</small> や <small>つう</small> 協力 <small>けんこうほじ</small> 医療機関を通じて <small>てきせつ</small> 健康保持のため <small>しえん</small> の <small>おこな</small> 適切な支援を行います。</p>
訪問支援	<p><small>ひつよう</small> 必要に応じて <small>りようしゃ</small> 利用者や <small>かぞく</small> 家族の <small>どうい</small> 同意のもと <small>りようしゃたく</small> 利用者宅を <small>ほうもん</small> 訪問し、<small>てきせつ</small> 適切な <small>そうだん</small> 相談・<small>じよげん</small> 助言・<small>えんじょとう</small> 援助等 <small>おこな</small> を行います。</p>
送迎サービス	<p><small>じしゅつうしよ</small> 自主通所ができない場合、<small>ばあい</small> 希望により <small>きぼう</small> 送迎 <small>そうげい</small> を <small>おこな</small> 行います。</p>
その他活動	<p><small>ちいき</small> 地域 <small>こうりゆう</small> 交流・<small>さんぽ</small> 散歩・<small>べんきょうかい</small> ボランティア・<small>たいそう</small> 勉強会・<small>たんじょうかい</small> リズム体操・お誕生会・ イベント (月/1回) <small>かんしやう</small> ビデオ鑑賞など</p>

(2) サービス料金

1日の基本利用料金は、次表のとおりです。

	くぶん 区分6	くぶん 区分5	くぶん 区分4	くぶん 区分3	くぶん 区分2以下
基本利用料	14,175円	10,639円	7,543円	6,774円	6,192円
利用者負担額	1,418円	1,064円	754円	677円	619円

＜提供するサービスの料金とその利用者負担額について＞

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み

(1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定)となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※ 障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に

利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限額等に関する詳細については、お住いの市町村窓口までお問合せください。

※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望す

る)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス

提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等

の支給(利用者負担額を除く)を申請してください

【加算項目】

① 事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。(非課税)

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
人員配置体制加算	559円	左記の1割	通常より手厚い人員配置を行っている場合、利用1日につき加算されます。
福祉専門職員配置等加算	164円	左記の1割	(I)(II)の場合 生活支援員のうち、有資格者が一定割合以上場合、利用1日につき加算されます。 (III)の場合 生活支援員のうち、勤務形態が常勤のものが75%、又は勤続年数が3年以上のものが30%を超える場合、利用1日につき加算されます。

しかく ちょうかくげんご 視覚・聴覚言語 しょう がい しゃ しえん 障がい者支援 たいせいかさん 体制加算	450円	さき わり 左記の1割	いしそつう かん せんもんせい 意思疎通に関して専門性をもつ職員 いっていすういじょうはいち を一定数以上配置している場合、利用 にち かせん 1日につき加算されます。
じょうきんかんごしよくいんとう 常勤看護職員等 はいちかせん 配置加算（I）	307円	さき わり 左記の1割	かんごしよくいん じょうきんかんさん めいいじょう はいち 看護職員を常勤換算で1名以上配置 ばあい りょう にち かせん している場合、利用1日につき加算さ れます。

② じぎょうしょ たいおう ないよう かひょう りょうきん かせん ひかせい
事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。（非課税）

か さん こう もく 加 算 項 目	り よう りょう 利 用 料	りょうしゃふたんがく 利用者負担額	ない よう 内 容
しよ き か さん 初 期 加 算	329円	さき わり 左記の1割	サービス利用の初期段階（開始から3 0日間）において、利用1日につき加算 されます。
ほうもんしえんとくべつかさん 訪問支援特別加算	じかんみまん 1時間未満 2,053円 じかんいじょう 1時間以上 3,074円	さき わり 左記の1割	けいぞく りょう りょうしゃ れんぞく 継続して利用する利用者が連続して かかんりょう しよくいん 5日間利用しなかったときに、職員 きよたく ほうもん そうだんえんじょ おこな が居宅を訪問して相談援助を行った ばあい かせん 場合に加算されます。 つき かい かせん 月2回まで加算されます。
けっせき じ たいおう かせん 欠席時対応加算	1,032円	さき わり 左記の1割	りょうしゃ きゅうびょうとう りょう ちゅうし 利用者が急病等により利用を中止 ばあい れんらくちょうせい そうだんえんじょ した場合に、連絡調整や相談援助を おこな ばあい かせん 行った場合に加算されます。 つき かい かせん 月4回まで加算されます。
しよくじ ていきょう たいせい 食 事 提 供 体 制 かせん 加 算	329円	さき わり 左記の1割	しきゅう けつてい りょうしゃ じぎょうしょ 支給決定のある利用者に事業所が しよくじ ていきょう ばあい にち かせん 食事を提供した場合、1日につき加算 されます。
りょうしゃふたんじょうげん 利用者負担上限 がく 額 かんりかせん 管理加算	1,647円	さき わり 左記の1割	りょうしゃ いらい りょうしゃ ふたん 利用者の依頼により、利用者の負担 じょうげんげつがく こ じぎょうしゃ りょうしゃ 上限月額を超えて事業者が利用者 ふたんがく ちようしゅう りょうしゃ 負担額を徴収しないように、利用者 ふたんがく ちようしゅうほうほう かんり おこ 負担額の徴収方法の管理を行った ばあい かせん 場合に加算されます。
えんちよう じ しえん かせん 延 長 時 支 援 加 算	じかんみまん 1時間未満 669円 じかんいじょう 1時間以上 1,010円	さき わり 左記の1割	うんえいきてい さだ えいぎょう じかん 運営規定に定められた営業時間を こ 超えてサービスを利用した場合、1日 かせん につき加算されます。

そうげい か きん 送 迎 加 算	230 ^{えん}	さ き わり 左記の 1 割	じぎょうしょ りようしゃ たい そうげい おこな 事業所が利用者に対し、送迎を行っ ばあい かたみち かさん た場合、片道につき加算されます。
----------------------	-------------------	-------------------	--

6 その他の費用について（税込）

内 容	料 料	金 金
そうさくてきかつどう かかわ ざいりょうひ 創作的活動に係る材料費	1 日につき	じっぴ 実費
にゅうよく サービスにかかわ こうねつすいひ 入浴 サービスに係る光熱水費	1 回につき	じっぴ 実費
にちようひんひ じっぴ 日用品費の実費	じっぴそうとうがく 実費相当額	
しょくじ ていきょう かか ひよう 食事の提供に係る費用	ちゅうしょく しょく 昼食：1食につき 590 ^{えん} かさんたいしょう かた えん （加算対象の方：290 ^{えん} ）	
つうじょう じぎょう じっしちいき こ おこな ほうもんしえん しよう 通常の事業の実施地域を越えて行う訪問支援に要 する交通費（事業者の自動車を使用した場合）	じぎょうしょ 事業所から 5 キロメートル未満	1 か月（往復） 500 ^{えん} 円
こうきょうこうつうきかんとう りよう ばあい じっぴそうとうがく 公共交通機関等を利用した場合は実費相当額 （連続で5日間利用ない時、1か月に2回訪問）	じぎょうしょ 事業所から 5 キロメートル以上	1 か月（往復） 1000 ^{えん} 円
そうげい ていきょう かか ひよう 送迎サービスの提供に係る費用 （通常の事業の実施地域以外の地域の場合）	じぎょうしょ 事業所から 5 キロメートル未満	1 か月（往復） 500 ^{えん} 円
	じぎょうしょ 事業所から 5 キロメートル以上	1 か月（往復） 1000 ^{えん} 円
た にちじょうせいかつ つうじょうひつよう その他日常生活において通常必要となるものに かかわ ひよう りようしゃ ふたん 係る費用であって、その利用者に負担させること てきとう みと じっぴ が適当と認められるものの実費	じっぴそうとうがく 実費相当額	
たいけんりよう 体験利用 さいちょう かい （最長3回までとします）	ちゅうしょくだい えん 昼食代として 590 ^{えん} かいごきゅうふ かか ひよういがい そのた介護給付に係る費用以外の じっぴそうとうがく 実費相当額	

7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

<p>利用者負担額 その他の費用の 支払い方法につ いて</p>	<p>利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月17日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の末日までにいずれかの方法によりお支払い下さい。但し、自動振替の場合は27日となります。</p> <p>(ア) 利用者指定口座からの自動振替 (イ) 事業者指定口座への振り込み</p> <p>【銀行口座振替の場合】 職員にお申し出下さい。専用の用紙をお渡します。但し、三井住友銀行の口座に限ります。</p> <p>【銀行振込みの場合】 三井住友銀行 駒川町支店 普通口座 1876066 有限会社なでしこ</p> <p>お支払いを確認しましたら、必要に応じて領収書をお渡しますの で、保管をお願いします。(原則、自動振替の場合は領収書は発行いたしません)</p> <p>また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>
--	--

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

8 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 生活介護計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「生活介護計画」を作成します。作成した「生活介護計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくよう

ねが
願います。

(3) 生活介護計画の変更等

「生活介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

9 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：阪田 幸子
-------------	-----------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

10 身体的拘束等の禁止

1 事業所は、当該利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、

身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。

2 前項の規程による身体的拘束等は、あらかじめ本人及び利用者の家族に説明を行い、

同意を得た場合で、その条件と期間内においてのみ行うことができます。また、経過観察

記録、検討記録等の整備や手続き等厚生労働大臣が策定した「身体拘束ゼロの手引き」を

遵守し適正に取り扱い、身体拘束適正化委員会で検討した内容および実施状況を利用者

およびその家族に報告するものとする。

3 前項の規程による身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の

心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録し、保存するものとする。

1.1 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○ 事業者及び事業者の使用するもの（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p> <p>○ 同意を得た場合は、利用者の写真をFacebook等の広報用に使用します。</p>

1.2 緊急時の対応方法について

- ① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- ② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な

場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

連絡先：電話番号06-6629-8535 対応時間9：00～18：00

協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名称	医療法人博香会 整形外科やのクリニック		
医院長名	やの ひろし		
所在地	おおさかしひがしすみよしくゆざと ちょうめ 大阪市東住吉区湯里1丁目1-8		
電話番号	06-6701-8489		
診療科	整形外科	入院設備	なし

1.3 事故発生時の対応方法について

利用者に対する生活介護の提供により事故が発生した場合は、必要に応じて保険者、

利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

市町村	市町村名	おおさかしひがしすみよしくひがしたなべ ちょうめ ばん ごう 大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号
	担当部・課名	ほけんふくしか 保健福祉課
	電話番号	06-4399-9857

1.4 損害賠償責任

1 事業者は、事業者の故意又は重大な過失により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。ただし、利用者に故意又は過失がある場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわ

け、以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者が、契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意又は過失によってこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- ② 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して、故意又は過失によってこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者等が事業者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

3 事業者は、民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入しています。損害に相当する可能性がある場合は、利用者又はご家族の方に当該保険の調査等の手続きにご協力頂く場合があります。又、賠償の範囲は、原則、損害賠償責任保険の補償範囲となります。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保険名 介護保険・社会福祉事業者総合保険

保障の概要 対人・対物事故、管理財物、使用不能、人格権侵害、経済的損害、事故対応

費用、対人見舞費用

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める消防計画により対応いたします。			
平時の訓練	別に定める消防計画に則り、避難訓練を年2回実施します。			
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 ・ガス漏れ報知器 ・非常用電源 	<ul style="list-style-type: none"> あり あり なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導灯 ・非常通報装置 ・スプリンクラー 	<ul style="list-style-type: none"> あり あり なし

	しつないぼうかせん なし ・室内防火栓 無 ・カーテン等は防災機能のある物を使用しています。 しんさい そな びちく しょくりょう いんりょうすい かぶん ・震災に備えての備蓄（食糧・飲料水3日分） （その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）
しょうぼうけいかく 消 防 計 画	しょうぼうしょ とどけでび れいわがん がつ にち 消防署への届出日： 令和元年 月〇日 ぼうかかんりしゃ さかた さちこ 防火管理者： 阪田 幸子
ほけんか にゅう 保 険 加 入	ほんじぎょうしゃ か き そんがいはいしょうほけん かにゅう 本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。 ほけんがいしゃめい そんがいはいしょうほけんかぶしきがいしゃ 保険会社名 AIG損害保険株式会社 ほけんめい そうごうほけん 保険名 テナント総合保険 ほしょうがいよう ぶつそんがいおよ しせつばいしょうせきにん しゃつかにんばいしょうせきにん 保障の概要 物損害及び施設賠償責任、借家人賠償責任

16 苦情解決の体制及び手順

(1) 提供した指定生活介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下記、常設窓口のとおり）

(2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

相談、苦情に関する常設窓口として、相談担当者を設けている。また、担当者が不在の場合においても、事業所の誰もが対応できるように相談苦情管理対応シートを作成し、担当者に確実に引き継ぐ体制を敷いている。

常設窓口：（電話）06-6629-8535 （FAX）06-6629-8536

担当者：阪田 幸子

(3) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

① 利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行う。

② 相談担当者は、把握した状況を従業者とともに検討を行い、対応を決定する。

③ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。

(時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する。)

<p>【事業者の窓口】 <small>じぎょうしゃ まどぐち</small> (事業者の担当部署・窓口の <small>じぎょうしゃ たんとうぶしょ まどぐち</small> 名称・担当者)</p>	<p><small>しよざい ち</small> 所在地：大阪府東住吉区駒川五丁目2番27号 <small>おおさかしひがしすみよしこまがわ ごちやうめ ばんごう</small> <small>でんわばんごう</small> 電話番号：06-6629-8535 <small>ファックス番号</small>：06-6629-8536 <small>うけつけじかん</small> 受付時間：午前9時～午後6時・阪田 幸子</p>
<p>【市町村の窓口】 <small>しちやうそん まどぐち</small> (利用者の居宅がある市町村の <small>りやうしや きやたく しちやうそん</small> 障がい福祉サービス担当部署 <small>しょうがいふくし たんとうぶしょ</small> の名称)</p>	<p><small>しよざい ち</small> 所在地 <small>でんわばんごう</small> 電話番号 <small>うけつけじかん</small> 受付時間 <small>ばんごう</small> ファックス番号</p>
<p>【公的団体の窓口】 <small>こうてきだんたい まどぐち</small> 大阪府社会福祉協議会 <small>おおさかふしやかいふくしきやうぎかい</small> 運営適正化委員会 <small>うんえいてきせいはいんかい</small> 「福祉サービス苦情解決委員会」 <small>ふくし くじやうかいけつはいんかい</small></p>	<p><small>しよざい ち</small> 所在地 大阪府中央区谷町7-4-15 <small>おおさかしちゆうおうくたにまち</small> 大阪府社会福祉社会館2階 <small>おおさかふしやかいふくしかいかん かい</small> <small>でんわばんごう</small> 電話番号 06-6191-3130 <small>ばんごう</small> ファックス番号 06-6191-5660 <small>うけつけじかん</small> 受付時間 月～金曜日（祝日を除く） <small>げつ きんようび しゆくじつ のぞ</small> <small>ごぜん じ</small> 午前10時～午後4時</p>

17 心身の状況の把握

指定生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、

他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

18 連絡調整に対する協力

生活介護事業者は、指定生活介護の利用について市町村又は相談支援事業を行うもの

が行う連絡調整にできる限り協力します。

19 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

指定生活介護の提供に当たり、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健

医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

20 サービス提供の記録

① 指定生活介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者

負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。

② 指定生活介護の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。

③ これらの記録はサービスを提供した日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

2.1 指定生活介護サービス内容の見積もりについて

契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もり(契約書別紙)を作成します。

2.2 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

<p>かん せん しょう たい さく 感 染 症 対 策</p>	<p>事業所利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用はできません。</p>
<p>せつび きぐ りよう 設 備 ・ 器 具 の 利 用</p>	<p>事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償して頂く事があります。</p>
<p>き ちやう ひん かん り 貴 重 品 の 管 理</p>	<p>貴重品は、利用者の責任において管理して頂きます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業所に持ち込まないようお願いいたします。</p>
<p>きつ えん 煙 喫 煙</p>	<p>喫煙は決められた時間に決められた場所をお願い致します。</p>
<p>しゅうきょうかつどう せいじかつどう 宗 教 活 動 ・ 政 治 活 動 えいりかつどう 営 利 活 動</p>	<p>利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。</p>
<p>じむしよ 事 務 所 ルールの じゆんしゆ 遵 守</p>	<p>① サービス利用中は秩序を保ち、規律ある生活を送るように努めてください。 ② サービスの提供を受けようとする場合は、サービス利用の際に体調の異常や異変があれば、その都度申し出てください。 ③ サービスの提供を受けようとする利用者は、暴言や暴力行為など他の利用者の迷惑にならないよう、事業所のルール</p>

	<p>を守^{まも}ってください。</p> <p>④ その他管理上必要^{たかんりじょうひつよう}な指示^{しじ}に従^{したが}ってください。</p>
--	--

23 だいさんしゃひょうか じっしじょうきょう
 第三者評価の実施状況

<p>じっし 実施している</p> <p>じっし び ねん がつ にち) 【実施日： 年 月 日】</p> <p>けっか かいじじょうきょう 【結果の開示状況： 】</p>	<p>じっし 実施していない</p> <p>(ひょうかきかんめい 【評価機関名： 】</p>
---	---

24 ていきょうかいしかのうねんがっぴ
 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	ねん	がつ	にち
-----------------	----	----	----

25 じゅうようじこうせつめい ねんがっぴ
 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	ねん	がつ	にち
-----------------	----	----	----

上記内容について、「大阪府指定障がい福祉サービス事業者の指定並びに指定障がい福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第107号）」第10条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府 大阪市東住吉区駒川五丁目2番27号		
	法人名	有限会社なでしこ		
	代表者名	代表取締役	たかの 鷹野	ただし 忠
	事業所名	なでしこデイズ		
	説明者氏名	管理者兼サービス管理責任者	さかた 幸子	いん 印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	いん 印

代理人	住所	
	氏名	いん 印
	つぎがら続柄	